

(第 11 回 公社債投資信託)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 19 条の 2 に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、公社債への投資により、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。
また、各前期末までに金利水準、想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に各期の目標分配額を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 本邦通貨表示の公社債を組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

② 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 19 条の 3 の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 19 条の 5 の範囲で行ないます。

④ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎年 1 回（原則として追加設定月の 19 日。当該日が休業日のときは翌営業日。）決算を行ない、原則として、純資産総額が元本の額（1 万円あたり 1 万円とします。以下同じ。）を超過する額の全額を収益分配金に充当します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行ないません。

追加型証券投資信託
第 11 回 公社債投資信託
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的と金額)

第 2 条 委託者は、金 32 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受ける。

(追加信託金の限度額)

第 3 条 委託者は受託者と合意の上 1 兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとする。

② 委託者は受託者との合意のうえ、前項の限度額を変更することができる。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、契約の日から第 37 条より第 39 条まで又は第 42 条第 2 項の規定による信託終了の日又は解約の日までとする。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 5 条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定するものとする。

(受益権の総口数)

第 6 条 委託者は第 2 条による受益権を 32 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度、第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割する。

(追加信託の時期、価額及び口数、基準価額の計算方法)

第 7 条 追加信託は第 30 条に規定する計算期間終了の翌日これを行うものとし、追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② <削除>

③ この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 19 条の 8 に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはない。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。））および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。））をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第 32 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続

きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の募集単位及び価額)

第11条 委託者は、5,000口以上1口単位をもって第6条の規定により分割される受益権を募集するものとする。なお、この場合においては、第32条第4項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込および委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金または一部解約金をもってするこの信託にかかる受益権の取得申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得申込に応ずることができる。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第32条第4項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、1万口単位をもって、当該受益権の取得申込に応ずるものとする。

② 販売会社は、1万口単位をもって第6条の規定により分割される受益権の募集の取扱いをするものとする。但し、別に定める自動けいぞく投資約款、勤労者財産形成貯蓄約款、勤労者財産形成年金貯蓄約款または勤労者財産形成住宅貯蓄約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」という。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍の受益権の募集の取扱をすることができるものとする。

③ 前2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第32条の2の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の募集に係る受益権の価額は、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額によるものとする。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができる。

第12条 <削除>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録す

るものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 <削除>

第16条 <削除>

第17条 <削除>

第18条 <削除>

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第19条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除く。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りします。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託証券（公社債投資信託証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託証券の性質を有するものを含む。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る）
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に限ります。)

14. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」という。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第19条の2 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第19条の3 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができる。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」という。)の時価総額の範囲内とする。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とする。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とする。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所にお

ける通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができる。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下、「外貨建有価証券」という。））、預金その他の資産をいう。以下同じ。）の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とする。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とする。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができる。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 19 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」という。）の時価総額の範囲内とする。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 19 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」という。）の範囲内とする。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とする。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とする。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 19 条の 4 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとしま

す。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 19 条の 5 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 19 条の 6 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとする。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではない。

③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとする。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部解約を指図するものとする。

④ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとする。

(為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 19 条の 7 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

② 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとする。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではない。

③ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘ

ッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとする。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部解約を指図するものとする。

④ 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとする。

(公社債の借入れ)

第 19 条の 8 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(有価証券の売却に関する指図)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

第 20 条の 2 <削除>

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 20 条の 3 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがある。

(外国為替予約の指図)

第 20 条の 4 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができる。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 20 条の 5 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとする。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとする。

(信託業務の委託等)

第 20 条の 6 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第20条の7 （削除）

（再投資の指図）

第21条 委託者は、第20条の規定による売却代金のほか、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第21条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第22条 委託者の指図に基づく行為により、信託財産に生じた利益及び損失はすべて受益者に帰属するものとする。

（借替の場合における受託者の資金立替）

第 23 条 信託財産に属する有価証券に関し、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができる。この場合における立替金の決済及び利息については、委託者と協議のうえ、別にこれを定めるものとする。

(信託終了時における受託者の資金立替)

第 24 条 信託終了時まで金額の見積りうる未収入金があるときは、受託者はこれを立替え、信託財産に組み入れることができる。

(混蔵寄託)

第 24 条の 2 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 24 条の 3 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 26 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者のした立替金の利息（以下「諸経費」という。）は、受益者の負担とし、受託者において信託財産中から支弁する。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬の総額)

第 27 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の元本に年万分の 75 以内の率を乗じた額を、毎計算期末及び信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者及び受託者間の分配方法は別に定めるものとする。

(収益の分配)

第 28 条 毎計算期間の末日における収益分配前の信託財産の純資産総額が当該元本の額を超過する額は、その全額を収益分配金として計上する。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

第29条 委託者は、追加信託においては、追加信託金と追加信託にかかる元本の額との差額を追加信託差損金として計上する。

② 委託者は、信託の一部解約においては、一部解約にかかる元本の額と一部解約にかかる個別元本の合計額との差額を追加信託差損金から控除するとともに、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を超過する場合には当該超過額を解約差損金として計上し、一部解約金が一部解約にかかる個別元本の合計額を下回る場合には当該差額を解約差益金として計上する。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11月19日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ <削除>

(収益分配金及び償還金などの支払方法、収益分配金及び償還金などの時効)

第32条 収益分配金は、毎計算期間終了後、10日以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。但し、別に定める契約にもとづいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、平成19年1月4日以降においても、第5項に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 償還金は、信託終了日後2ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行な

うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 2 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

③ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

④ 委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

⑤ 受益者が、収益分配金について第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき及び第 37 条乃至第 39 条及び第 42 条第 2 項に規定する信託終了又は信託契約解約による償還金については、第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとする。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第 32 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金及び償還金などの支払場所)

第 33 条 収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとし、

② <削除>

③ <削除>

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 34 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了の翌日に、償還金については償還金の支払開始日まで、一部解約金については第 32 条第 3 項に規定する支払日にその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 前項の規定により、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第 35 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 万口単位をもってその受益権を買取るものとし、その価額は、当該受益権の買取申出の日の基準価額から当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額、第 36 条第 3 項に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額との合計額を控除した価額とする。

② 販売会社は、第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約にかかる受益権について受益者の請求があるときは、1 口の整数倍の受益権を買取ることができる。

③ 受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の前 2 項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をも

って行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる前 2 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

④ 販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情があるときは、第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消することができる。

⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 1 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 36 条 受益者（前条の販売会社を含む。以下本条に於て同じ。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に 1 万口単位をもって、解約の実行の請求をすることができる。但し、委託者の自らの募集にかかる受益権（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権を除く。）、別に定める契約および第 11 条第 1 項但し書にかかる受益権又は販売会社に帰属する受益権については 1 口の整数倍をもって解約の実行を請求することができる。

② 委託者は、前項の請求を受付けた場合は、信託の一部を解約する。この場合における解約の価額は、当該請求受付日の基準価額とする。なお、前項の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 委託者および販売会社は、受益者が第 1 項の解約の実行を請求したときは、一部解約金から次の各号に掲げる区分に応じた手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとする。ただし、委託者または販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社の場合は、委託者に申し出た場合に限る。）は、これを徴収しないことができる。

1. 受益者が昭和 37 年 4 月 20 日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1 万口につき 25 円

2. 受益者が昭和 37 年 4 月 21 日以降平成 13 年 3 月 21 日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1 万口につき 100 円

3. 受益者が平成 13 年 3 月 22 日以降平成 14 年 3 月 20 日以前に取得した受益権を一部解約する場合...1 万口につき 25 円

4. 受益者が平成 14 年 3 月 21 日以降に取得した受益権を一部解約する場合...1 万口につき 100 円以内

④ 受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る第 1 項の請求をするときは委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止む

を得ない事情があるときは、第1項による請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた請求の受付けを取消することができる。なお、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できるものとする。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(期中償還)

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたとき又は止むを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができる。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとする。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしないものとする。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとする。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁より、信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約するものとする。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがうものとする。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関す

る事業を譲渡することがある。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがある。

③ <削除>

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者との合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとする。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付する。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記する。なお、一定の期間は一月を下らないものとする。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付する。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行わないものとする。

(反対者の買取請求権)

第41条の2 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第37条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができる。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第37条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記する。

(受託者の辞任および解任等に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(運用状況に係る情報の提供)

第42条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(公告)

第43条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載し

ます。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 43 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 44 条 本約款の取扱上疑義を生じたときは、委託者及び受託者の協議によりこれを定めるものとする。

(付 則)

第 1 条 第 29 条第 2 項に規定する「個別元本」は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成 14 年 3 月 31 日以前の取得にかかる受益権の信託時の受益権の価額については 1 万口あたり 1 万円）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 18 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第 3 条 約款第 19 条の 6 に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 約款第 19 条の 7 に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和 36 年 11 月 20 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社